

令和3年度2月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年2月25日 午前9時30分～10時40分
開催場所 所沢市役所 502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

出席委員 1番 池田 正巳 3番 越阪部 一 4番 内野 喜昭
6番 増田 貴雄 7番 池田 稔 8番 鈴木 浩之
9番 見澤 幸一 10番 石井 一 11番 川口 浩

欠席委員 2番 越阪部 勲 5番 糟谷 裕義 13番 大館 浩一
15番 水村 英紀 17番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、まん延防止等重点措置が延長されたことを受け、一部委員には出席を控えていただき今回の総会を開催すること、また、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号9番 見澤幸一委員、12番 栗原茂委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字雪見原の2筆です。地目は登記、現況

いずれも畑です。面積は2筆合わせて661平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は耕作地確保のためです。権利事由は売買による所有権移転です。なお、受人は川島町に耕作地があり、川島町農業委員会に経営状況調査を照会したところ、適正に管理されているとの回答でした。

申請番号2番、所在地は大字下富字雪見原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて221平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は耕作地確保のためです。権利事由は売買による所有権移転です。なお、受人は川島町に耕作地があり、川島町農業委員会に経営状況調査を照会したところ、適正に管理されているとの回答でした。

申請番号3番、所在地は大字北岩岡字宮ノ前の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて5,585平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号4番、所在地は大字南永井字井頭の8筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は8筆合わせて2,689.32平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号5番、所在地は大字南永井字井頭です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は330平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の5件です。

議長： 申請番号1番と2番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号1番と2番について審議します。申請地及び受人の下富地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 続きまして受人の営農状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 地元である久米地区では農地を耕作していないため、営農状況については分かりません。近隣の農家によると地元の農家との付き合いは無いと聞いております。

議長： 続きまして受人の北岩岡地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号1番、2番について、意見、質問はありますか。

委員： 受人はどのような作物を作付けしているのですか。

事務局： イチジクやブルーベリーなどの果樹を植えています。

委員： 1人で耕作しているのですか。

事務局： 通常は1人で行ってはいますが、時期によってはパートタイマーを雇っていると聞いています。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番及び2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番及び2番については、全会一致により許可とします。
申請番号3番について審議します。申請地について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 続きまして受人の営農状況、下安松地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 続きまして受人の中富地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 続きまして受人の神米金地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 続きまして受人の中新井地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可とします。
申請番号4番と5番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号4番と5番について審議します。申請地及び受人の亀ヶ谷地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 続きまして受人の営農状況、坂之下地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番、5番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号4番及び5番について、許可で

よろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 申請番号4番及び5番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字坂之下字北大谷戸です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は499平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は大字城字十三部です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,354平方メートルの内173.2平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場、通路及び直販カート置場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農用地です。申請事由は申請地を借り受け来客用駐車場、通路及び直販カートを設置するもので9か月間の一時転用です。

申請番号3番、所在地は三ヶ島四丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて324.08平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上の3件です

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり

農用地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

委員： 昨年も同様の一時転用の申請がありましたが、期間が半年間から9か月間に伸びた理由は何ですか。

事務局： 受人はブルーベリー栽培を行っており、昨年度は、ブルーベリーの期間中の6か月の一時転用でした。今年度は露地野菜の販売も行うため9か月は必要とのことでした。

委員： お客さんは来ているのですか。

委員： 私が知る限りでは、お客さんが来ているのを見たことがありません。昨年はあまり収量が多くなかったため、摘み取りもできなかったようですが、今年は昨年よりも収量が多くなると思われます。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて5,159平方メートルです。新規で賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字辨天の1筆、大字神米金字月見崎の2筆、大字神米金字中台の1筆の合計4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて

5, 864平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字中道の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,366平方メートルです。新規で賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は所沢新町の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて10,501平方メートルです。新規で賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南平と大字南永井字北平の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,841平方メートルです。新規で賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字北平の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,245平方メートルです。新規で賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年3月1日から令和7年2月28日までの3年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字北平の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,440平方メートルです。新規で賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間です。

以上の7件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

- 議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。
申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしけ
れば挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。
申請番号4番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしけ
れば挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。
申請番号5番と6番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでし
ょうか。
- 委員： 異議なし。
- 議長： 申請番号5番、6番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号5番、6番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号5番及び6番について、決定で
よろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号5番及び6番については、全会一致により決定とします。
申請番号7番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号7番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしけ
れば挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号7番については、全会一致により決定とします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機

構)

議長： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字武野原の8筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は8筆合わせて13,600.25平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字中道の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて3,119平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 渡人は農業をしていないのですか。

事務局： 以前は牧草や麦を栽培していたようですが、今は行っていないと聞いております。

委員： 受人は一度に13,600.25平方メートルも農地を借りて農業経営は問題ないのですか。

事務局： 受人は三芳町で約150,000平方メートル農地を耕作しており、問題ないと思われます。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

5 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、11件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。